新型コロナウイルス感染症 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における傷病手当金の期間延長

新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の適用期間が、9月30日まで延長されました。

該当が見込まれる方は、事前にご相談ください。

■対象者

次のすべてに該当する方

- 国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者
- 会社などから給与の支払いを受けている方
- 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱などの症状があり感染が疑われたため会社などを休み、給与収入が減少した方
- 4日以上仕事を休んだ方

■支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日

■適用期間

令和2年1月1日
～令和4年9月30日
（ただし、入院が継続する場合などは最長1年6か月まで適用）

■支給額

直近の継続した3か月間の給与収入額の合計額
÷就労日数×3分の2
×支給対象となる日数
※1日あたりの上限あり（令和2年3月現在、日額30,887円）。

■必要なもの

- 傷病手当金支給申請書

※申請書には、事業主による給与支払状況や就業状況の証明、医療機関による治療内容などの証明が必要です。

- 対象となる方の保険証
- 振込口座の通帳
- 委任状（世帯主以外の口座に振り込む場合）
- 印鑑（朱肉を使うもの）

■申し込み・問い合わせ先

市民課　☎(32)8895

国民健康保険の限度額適用認定証と標準負担額減額認定証の更新

国民健康保険の限度額適用認定証と標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日です。8月1日からも認定証が必要な方は、申請が必要です。

※限度額認定証を提示すると、医療費支払いが自己負担限度額までとなります。

■対象者

70歳未満の場合
世帯に国民健康保険税の未納がない方
70歳以上の場合　所得区分が現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方

■申請期間　8月1日(月)～

■必要なもの　国民健康保険被保険者証

※別世帯の方が申請をする際は、委任状が必要です。

■問い合わせ先　市民課　☎(32)8895

国民健康保険の特定健診に係る未受診案内のお詫びと訂正

7月上旬にご案内しました受診勧奨はがきの見開き3ページ目、「受診できる医療機関」の電話番号の一部に誤りがありました。お詫びして訂正します。

医療機関名	電話番号
佐藤内科	(53)1305
島田クリニック	(53)8000
しもつけ痛みのクリニック	(40)0307
しもつけクリニック	(32)6331
すずき内科・循環器科	(40)1260
せいいかいメディカルクリニックOYAMA	(44)8345

広報しもつけへのご意見を募集しています

Q. あなたは広報しもつけをどのように入手していますか？

1．自治会を通して　2．公共施設で
3．その他（　　）

◎広報しもつけを読んだ感想、取り上げてほしい話題や記事などご自由に意見をお書きください。

※いただいたご意見は、内容を変えない範囲で添削し紙面に掲載させていただく場合がありますのでご了承ください。